

川北町健康づくり推進条例パブリックコメント意見募集の結果

川北町福祉課

○意見の募集期間 令和4年7月25日(月)～8月15日(月)

○意見提出数 提出者1名(提出意見のべ8件)

番号	意見の概要	意見に対する
1	(目的) 町はこれまで町民の健康づくりについて施策を打ってこられ、成果をあげている。(川北町基本計画 P16,17 に記載されてる施策メニューや総合戦略 P35 に記載の施策が実施されてきている。)これまでの町の取り組みに対して、条例を制定して何が変わるのか,何を変えたいのか。この条例が必要となった背景や理由、町民の健康づくり推進をさらに充実させる為の強い意思表示が必要と思う。(条文ではなく、前文(まえがき)として表現したらいいのでは)	貴重なご意見として、今後の施策や計画策定にいかしていきます。
2	(町の責務) 1. 町民の意見を募るにはどうするのか。今回のパブリックコメント募集もひとつであるが、ワークショップ方式のグループ討議を実施するなどあらゆる方法を検討してもらいたい。 2. 町の責務として(人材の育成及び活用)を追加 町は、次に掲げる者の育成及び活用を図るものとする。(1)健康づくりに関する専門的な知識及び技術を有する者(2)健康づくりに資する活動を自主的に展開できる指導者(3)健康づくりを推進するボランティア	貴重なご意見として、今後の施策や計画策定を進めて行きます。

3	(町民の責務) 1. 町民、地域団体、事業者、医療関係者に各自の役割を認識してもらう為に、条例の概要や施策計画などを周知させ、自主的な活動を推進する必要がある。チラシ(冊子)の配布、説明会の開催など。 2. 参加するように努めると言われても、普段から地域行事にも参加しない人にもどのように参加してもらうか。参加しやすいように仕向けるには。地域の中で孤立しないように仲間づくりを仕向けるなど。町民の意見を募る必要がある。地域の中での話し合いも必要	貴重なご意見として、今後の施策や計画策定を進めていきます。
4	(地域団体の責務) 地域ぐるみの健康づくりにはコミュニティーづくりが重要と思う。地域での自主的な活動が必要であるが、町としても地域を支援する施策が必要	貴重なご意見として、今後の施策や計画策定を進めていきます。
5	(事業者の役割) 町、地域団体、事業者などの推進活動の報告会を開催し、又は活動内容を公表し、互いに活性化しあう雰囲気を醸成する。	貴重なご意見として、今後の施策や計画策定を進めていきます。
6	(町民の健康づくりの推進に関する施策) 他の自治体の条例に記載されている項目 健康教育等の充実、食生活の改善、体の健康づくり(身体活動・運動、休養・睡眠)、心の健康づくり、歯及び口腔の保持及び増進、喫煙対策・受動喫煙の防止 過度の飲酒対策、健康診断等の受診促進、フレイル予防 川北町基本計画 P16,17 に記載されている施策メニュー 総合戦略の施策 9条にある5項目で、上記内容も含め幅広い内容を網羅してもらいたい。	今後の計画策定の中に盛り込んでいけるようにしていきます。 今後の計画策定の予定 ワーキンググループ(庁内横断的に実施する) 健康づくり推進協議会の開催 (町民の声を反映し、周知できるようにするため)

7	(町民の健康づくりの推進に関する計画の策定等) 1. 計画は上記の内容も含め、幅広い視野をもって作成してほしい。 2. 計画策定にはできるだけ多くの町民の意見を聞いて反映させてほしい。町民の健康に関する意識や実態調査なども行い、調査結果を分析し、施策策定してほしい。 3. 計画は学識経験者や専門家の意見を聞いて策定してほしい。 4. 計画策定について、健康づくり推進委員会がどんな役割をはたすのか明確にしてほしい。 5. 3項の規定は5カ年計画を策定するという意味か？ 明確な表現にすべき。 5ケ年計画を策定するにしても年度単位の計画も合わせて必要と思う。" 6. 年次報告の規定を追加 4 町は毎年、目標の達成状況及び施策の実施状況、評価と見直しについて、報告書を作成し、及び公表するものとする。	今後策定する、健康づくりの推進に関する計画の参考にさせていただきます。
8	(健康づくり推進委員会) 1. 活動実態の見える組織、運営としてほしい。 町が策定した行財政改革大綱や行政計画には推進本部などの組織を作りPDCAを回して推進することが記載されているが、本当にこの推進組織は機能しているのか。実施計画、活動内容、実施状況・結果の公表などもされず何をやっているのか町民からは見えない組織になっている。健康づくり推進委員会も活動実態の见えない組織とならないような仕組みを組み込む必要がある。 2. 委員会の役割が不明確である。 調査審議することで、どのように健康づくり推進するのか。 調査審議するだけでなく、決定や承認する権限や責任をも負う組織にすべき	健康づくり推進委員会ではなく、既存の川北町健康づくり推進協議会において、計画策定への意見や提案をいただくことを想定しています。 この協議会の規則に基づき、委員の選定を行い、条例の目的にそった健康寿命の延伸につながる施策を町、町民などと協働で取り組めるよう、工夫していきます。

	では。 町が策定した計画を審議し決定する。 町が行う PDCA を監視し、年次報告の内容を審査し、承認する。 健康づくり推進の為の提言や指導を行う。など 3. 委員長は町長を規定 委員会メンバーの公表を規定 委員会の年間開催回数を規定 会議録の公表を義務化 4. 7 町長が別に定める 健康づくり推進委員会の運営について、規則で定める必要があるのでは。	
--	--	--